

# あやせローズガーデンサポータークラブ規約

(名称)

第1条 この会は、あやせローズガーデンサポータークラブ（以下「クラブ」という。）と称するものとする。

(目的)

第2条 この会は、あやせローズガーデン（以下「ガーデン」という。）のガーデナーの指揮のもと、ガーデンの維持管理活動を行うとともに、植物の維持管理についての知識を深め、サポーターの技量向上を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 クラブの事務局は、綾瀬市役所みどり公園課に置くものとする。

(会員)

第4条 クラブに入会しようとするものは、事務局の募集を受けて、これに応募し、事務局の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第5条 前条による承認を得た者（以下「サポーター」という。）は、次の事由によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 規約を著しく逸脱した行為をしたときその他事務局がサポーターとして相応しくないと判断したとき

(退会)

第6条 サポーターが自らクラブから退会しようとする場合は、1カ月前までに事務局に申し出るものとする。

(運営)

第7条 クラブの運営及び意思決定は、事務局が行うものとする。

(活動内容)

第8条 サポーターは、ガーデンの維持管理等活動を行う。当該活動はガーデナーの指示した内容を行うものとする。また、サポーターは、活動以外に講習会に参加することができるものとする。

(活動時間)

第9条 活動時間は、原則毎週火曜日の午前10時から正午までとする。ただし、事務局は天候等により変更することができるものとする。

(最低参加日数)

第10条 サポーターは前期(4月から9月まで)及び後期(10月から3月まで)の各6日以上活動に参加するものとする。

(用具等)

第11条 サポーターは、作業用手袋、作業靴、作業着等直接身につけるものは持参するものとする。ただし、維持管理活動に伴う備品・用具については、事務局が用意するものとする。

(備品の破損等)

第12条 サポーターは、事務局が提供する備品及び用具を丁寧に扱い、破損又は紛失等が起こった際には速やかに事務局に報告しなければならない。

(禁止事項)

第13条 サポーターは、ガーデンの植物を持ち出すことはできない。

第14条 サポーターは、ガーデンのサポーター活動以外の行為(勧誘、販促等)は行うことができない。

(任期)

第15条 クラブは、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終了するものとする。

(保険)

第16条 サポーターの活動中の怪我については、サポーターに過失がある場合を除き、綾瀬市が加入する保険により対応するものとする。

(その他)

第17条 事務局は、本規約に定めるもののほか、必要な事項を規定した細則を定めることができるものとし、必要に応じ、本規約又はこの細則を変更することが出来るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。